いじめ、不登校、暴力、万引き・・・

# 見逃さないで子どもたちの信号を！

近年、いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しています。自分の大切な命を自ら絶つということは、理由を問わずいかなる場合でも、あってはならないことです。

しかし、いじめはどの学校でも起こり得ることで、保護者にとっては「わが子は大丈夫だろうか？」と心配していることと思います。

市では、そのようないじめ問題に対応するため昨年12月、佐沼・登米両警察署、子どもセンター、県などの関係機関で構成する「登米市問題行動対策支援会議」を設置。いじめ問題のほか、不登校、暴力、万引き、喫煙、飲酒など、児童生徒の問題行動の解決に向けて、各機関が連携しながら学校や家庭への支援を行っています。

家庭においても日ごろから子どもたちに気を配り、掛け替えのない命を守りましょう。

**【家庭へのお願い】**

**■子どもに伝えてほしいこと**

①「命」の大切さ

②いじめは許されない行為であること

**■子どもの変化をとらえるため、大切にしてほしいこと**

①子どもの味方であるというメッセージを出し続けること

②子どもと接する時間を大切にし様子を把握すること

**■子どもが発するシグナルに注意を**

例えば、

▼食欲が落ちた▼表情がさえず元気がない▼ささいなことでイライラする▼登校を渋るようになる▼兄弟げんかが多くなった▼自分の部屋にこもりがちになる▼睡眠不足の状態が続いている▼学校や友達のことを急に話さなくなった▼ノートや教科書などの持ち物にいたずらが目立つようになった▼よく物をなくす▼金遣いが荒くなる▼あざや生傷が多くなる　など

**■子どもの様子がおかしいと感じたら必ず行動を**

①学校へ連絡してください

②場合によっては相談機関へ相談してください【表】

**【市内各学校と教育委員会の取り組み】**

**■各学校における「早期発見・早期指導体制」の再構築**

**■「いじめ110番」の設置と「いじめ110番メッセージカード」の配布**

**■家庭における「いじめ」発見のポイント啓発**

**■市いじめ対策委員会の設置**

**【問い合わせ】**

教育委員会学校教育課

☎0220（34）2679

**【表】相談機関**

| 相談機関名称 | 開設日時 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 登米市いじめ問題110番 | 月～金曜日<br>午前９時～午後５時 | 0220（22）8125・8029 |
| 登米市教育委員会学校教育課 | 月～金曜日<br>午前８時30分～午後５時15分 | 0220（34）2679 |
| 登米教育事務所教育相談 | 月～金曜日<br>午前９時～午後５時 | 0220（22）6111〔内線663〕 |
| 大崎地域子どもセンター相談窓口 | 月～金曜日<br>午前８時30分～午後５時 | 0229（22）0030 |
| 法務局子どもいじめホットライン | 月～金曜日<br>午前８時30分～午後５時 | 022（224）1200 |
| 警察本部いじめ110番 | 毎日24時間 | 022（221）7867 |



# 平成19年度から施設使用料、学校給食費が変わります。

## 市内公共施設83カ所を改定

これまでの施設使用料は、合併前の旧町で定めた額を使用していることから、料金や減免の取り扱いなどに違いがありました。

今回の改定は、これらを解消することを目的として、施設の維持管理に係る経費などをもとに、市民サービスと利用者負担のバランスを考えた使用料となります。

**【改定の内容】**

❶市内の公共施設の使用料は、類似する施設ごとに同水準となるように改定します。

ただし、使用料が現行の３倍を超える施設と新たに使用料を設定した施設については、３年間の激変緩和措置を講じます。

❷冷暖房料や放送設備などの付帯料金についても改定します。

❸昼と夜の料金設定を廃止し、１時間単位にします。

❹市外の人が利用する場合は、１・５倍、営業を目的として使用する場合は10倍の使用料にします。

❺アリーナ、軽運動場、ホールなどの体育施設には、個人使用料を設定します。

**【減額免除規定の見直し】**

施設ごとに設定していた減額免除規定と、減額免除適用団体も統一します。

また、冷暖房料など付帯料金の免除規定も見直しており、４月からは原則使用料が発生します。

ただし、幼稚園・保育所・学校で利用する場合は、すべて免除されます。

※各施設の新しい使用料などについては、市のホームページをご覧いただくか、下記の担当課または各施設にお問い合わせください。

**《使用料を改定する施設》**

公民館、農村環境改善センター、勤労青少年ホーム、体育館など72施設

**《新たに使用料を設定した施設》**

迫武道館、石越福祉センターなど11施設

## 市として給食日数、給食費を統一

小中学校の給食については、各町で日数や給食費、徴収方法などが大きく異なっていました。

市教育委員会では、市内各小中学校長・ＰＴＡ会長の代表者などで構成する「学校給食運営審議会」や学校関係者からの意見などを参考に検討した結果、平成19年度から給食日数や給食費、徴収方法などを統一することにしました【表】。

給食費の徴収回数については、年12回の月均等払いとなります。また、19年度から市内すべてのコンビニエンスストアでも納付ができるように、現在検討を進めています。詳細が決まり次第、あらためてお知らせします。

なお、対象となる児童生徒の保護者の皆さんには、１月中に学校を通してすでにお知らせしています。

公共施設の施設使用料を４月から改定します（写真は迫公民館）

**【表】平成19年度の給食費**

| | 小学校 | 中学校 |
|---|---|---|
| 年額 | 45,600円 | 54,000円 |
| 月額 | 3,800円 | 4,500円 |
| １食当たりの平均単価 | 241円 | 300円 |
| 給食日数 | 189日 | 180日 |

注）1食当たりの平均単価の小数点以下は省略しています

## 問い合わせ

**■施設使用料**

企画部行政改革推進課

☎0220（22）2157

教育委員会生涯学習課

☎0220（34）2698

教育委員会体育振興課

☎0220（34）2649

福祉事務所社会福祉課

☎0220（58）5551

産業経済部商工観光課

☎0220（34）2734

**■学校給食費**

教育委員会学校教育課

☎0220（34）2679